

NDBの不適切利用発生時の対応

令和8年6月3日

資料3

第42回匿名医療情報等の提供に関する専門委員会

- NDBの不適切利用が発生した場合、厚生労働省は、ガイドラインや利用規約等に基づき、取扱者又は提供申出者（所属機関）に対して利用停止等の措置を行っている。（2026年3月時点）

日付		不適切利用の内容	措置内容		
1	2017年10月	公表物確認を怠った	提供申出禁止・利用停止	1か月間	1名
2	2018年12月	公表物確認と最小集計単位の適切なマスクを怠った	提供申出禁止・利用停止	3か月間	1名
3	2019年2月	公表物確認と最小集計単位の適切なマスクを怠った（複数件）	提供申出禁止・利用停止	3年間	1名（※）
4	2019年3月	公表物確認を怠った（複数件）	提供申出禁止・利用停止	3か月間	1名
5	2020年1月	事前に承諾された目的以外への利用を行った（複数件） レセプト情報等を依頼書等の記載とは異なるセキュリティ要件の下で利用した	レセプト情報等の速やかな返却、中間生成物の消去 成果物の公表禁止		2名
			提供申出禁止・利用停止	6か月間～無期限	6名
6	2020年3月	レセプト情報等を依頼書等の記載とは異なるセキュリティ要件の下で利用した 公表物確認と最小集計単位の適切なマスクを怠った	氏名・所属機関の公表		1名
			提供申出禁止・利用停止	6か月間	2名
7	2020年3月	レセプト情報等を依頼書等の記載とは異なるセキュリティ要件の下で利用した（複数件） 公表物確認と最小集計単位の適切なマスクを怠った（複数件）	レセプト情報等の速やかな返却、中間生成物の消去 提供申出禁止・利用停止	6か月間	8名
8	2020年9月	公表物確認を怠った	提供申出禁止・利用停止	1か月間	2名
9	2020年10月	公表物確認を怠った	提供申出禁止・利用停止	1か月間	2名
10	2021年12月	レセプト情報等を依頼書等の記載とは異なるセキュリティ要件の下で利用した	提供申出禁止・利用停止	1か月間	2名
11	2024年3月	公表物確認と最小集計単位の適切なマスクを怠った	提供申出禁止・利用停止	3～6か月間	3名（※）
12	2024年6月	公表物確認を怠った	提供申出禁止・利用停止	1か月間	3名
13	2024年10月	公表物確認を怠った（複数件）	提供申出禁止・利用停止	3か月間	3名
14	2025年2月	レセプト情報等を依頼書等の記載とは異なるセキュリティ要件の下で利用した 公表物確認を怠った	提供申出禁止・利用停止	3か月間	1名
15	2026年12月	レセプト情報等を依頼書等の記載とは異なるセキュリティ要件の下で利用した	提供申出禁止	3か月間	1名（利用終了済）

（※）最小集計単位の適切なマスクを怠った論文等の取り下げを伴う。1

- 直近の不適切利用の事例は以下の通りである。
- 厚生労働省としては、公表前確認の必要性や講ずべき安全管理措置等について利用者に対して周知するなど、改めて再発防止策を講じたところ。

事例

1

- 研究者Aは、公表前確認が必要であることを失念し、発表後に提出すればよいと誤認していた。
 - 最小集計単位を満たさない生成物を、公表前確認を経ずに学会および学術誌で公表した。
- (違反内容) 公表前確認を怠った。
- (措置内容) 3～6か月間の新規提供申出禁止、論文の取り下げ、取扱者及び所属機関による再発防止策の提出。

事例

2

- 研究者Bは、公表前確認と、厚生労働省による成果物調査（公表済み成果物に係る情報収集）とを混同していた。
 - 生成物を、公表前確認を経ずに学術誌で公表した。
- (違反内容) 公表前確認を怠った。
- (措置内容) 1か月間の新規提供申出禁止、取扱者による再発防止策の提出。

事例

3

- 研究者Dは、不特定多数の非取扱者が出入りする場所にて解析を行っていた。
 - 利用場所での入退室管理において、退出の記録をしていなかった。
- (違反内容) レセプト情報等を依頼書等の記載とは異なるセキュリティ要件の下で利用した。
- (措置内容) 1か月間の新規提供申出禁止及び利用禁止。

事例

4

- 研究者Cは、レセプト情報等を利用場所として登録していない場所（自宅）へ持ち出し、解析を行っていた。
 - 本来の利用場所においても、レセプト情報等を保存した端末をインターネットに接続し、解析を行っていた。
- (違反内容) レセプト情報等を依頼書等の記載とは異なるセキュリティ要件の下で利用した。
- (措置内容) 3か月間の新規提供申出禁止。（利用終了済）

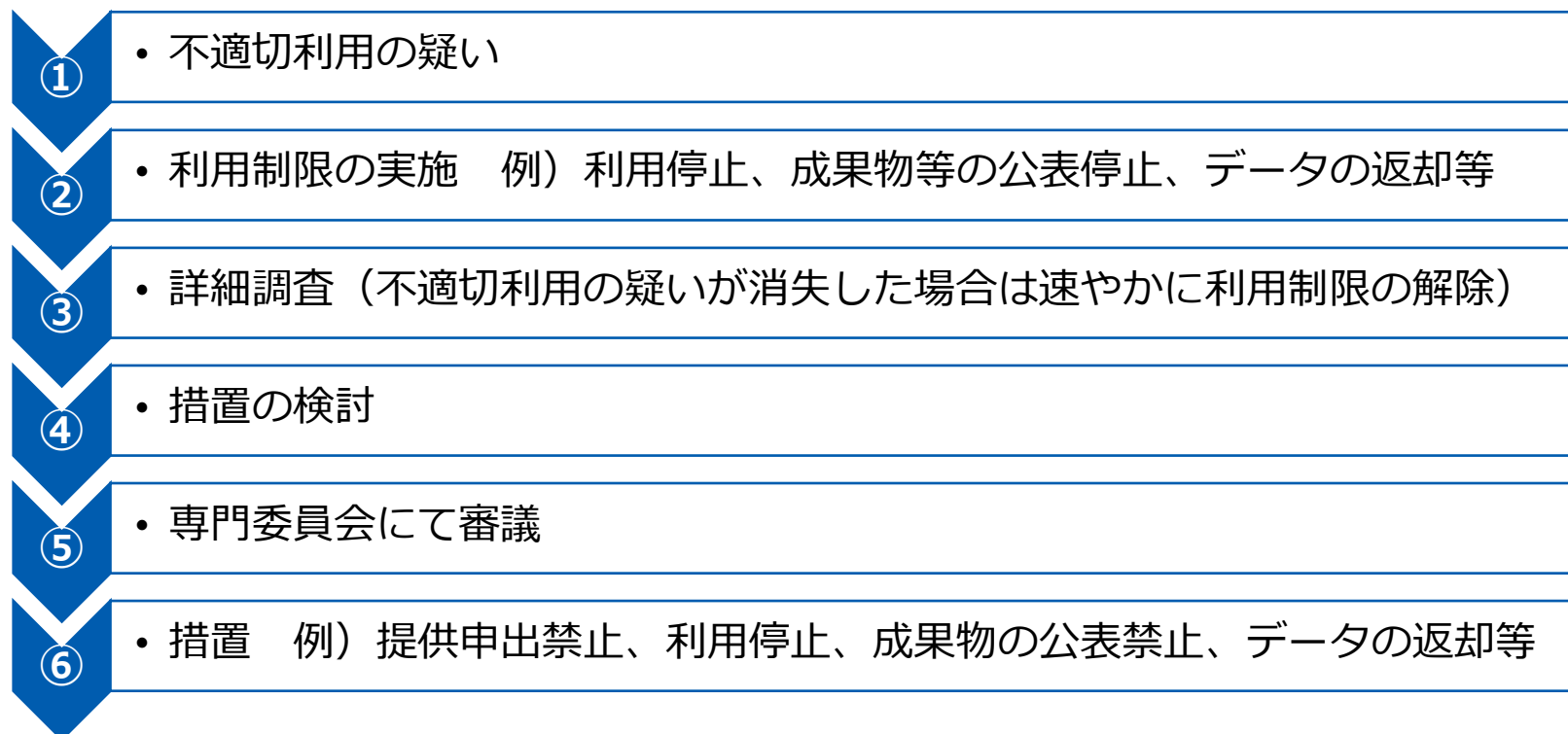
不適切利用に該当する場合がある取扱例

以下のような利用行為は不適切利用に該当する場合があります。**不明な点はまず窓口（※）へご相談ください。**

※対応窓口の連絡先は厚生労働省HP（[こちら](#)）をご覧ください。

- 使用している解析ソフト・ウィルス対策ソフトをアップデートするため、媒体提供を受けた**NDBデータを解析している端末にインターネット回線を接続した。**
 - ▶ガイドライン違反行為「NDBデータ等を提供申出書の記載とは異なるセキュリティ要件の下で利用すること等により、セキュリティ上の危険に曝した場合」に該当する場合があります。
- 研究者の転籍にあたって、媒体提供を受けたNDBデータを**利用場所として登録していない場所（研究者の自宅等）へ運び込んだ。**
 - ▶ガイドライン違反行為「NDBデータ等を提供申出書の記載とは異なるセキュリティ要件の下で利用すること等により、セキュリティ上の危険に曝した場合」に該当する場合があります。
- 研究発表の資料を作成するため、HIC解析環境で作成した結果を**別の端末で書き写した。**
 - ▶ガイドライン違反行為「NDBデータ等を提供申出書の記載とは異なるセキュリティ要件の下で利用すること等により、セキュリティ上の危険に曝した場合」に該当する場合があります。
- **取扱者として申請されていない研究者に、HIC解析環境で作成した生成物を閲覧させた。**
 - ▶ガイドライン違反行為「公表物確認の承認を得ずに匿名レセプト情報等を取扱者以外に閲覧させた場合」に該当する場合があります。

- 不適切利用の疑いが発生した場合、利用規約第4条の2第5号に基づき、原則として提供したNDBデータの利用制限を実施した上で、詳細調査を行っている。
- 詳細調査で不適切利用の疑いが消失した場合は、速やかに利用制限を解除する。
- 不適切利用の事実が確定した場合は、事務局で措置案を検討した上で専門委員会に諮り、意見をまとめた上で措置を実施する。
- 原則として専門委員会は定期開催とするが、事案によっては持ち回りとする場合がある。



利用規約第4条（利用の制限）の2

五 NDBデータの提供は、本契約の有効期間中であっても、厚生労働省の判断でその運用を停止し、提供したNDBデータの利用の停止及び返還を求めることがあり得ること。

匿名医療保険等関連情報データベース（NDB）の利用に関するガイドライン第3.1版

第9 NDBデータの不適切利用への対応

1 法における罰則

利用者及び取扱者は、高確法に基づき、他の情報と照合等の禁止義務、利用後のデータ消去、安全管理措置、不当な目的利用等の禁止等の義務が課されている。厚生労働省は、法令違反等の疑いがある場合には、高確法に基づく立入検査、是正命令を行うことができる。不当な利用等の禁止義務や是正命令に違反した者等には、高確法に基づく罰則（1年以下の懲役・50万以下の罰金）が科されることがある。

2 契約違反と措置内容

厚生労働省は、NDBデータの利用に関し、法令や契約違反等の疑いがあった場合には、速やかに利用者に連絡し、原則として、利用の停止（オンサイトリサーチセンターの利用の停止を含む。）を求めるものとする。

その上で、利用者及び取扱者が、法令や契約違反を行った場合には、その内容に応じて、当該利用者及び取扱者に対し、専門委員会の意見を踏まえ、以下の対応を行う。取扱者のみに以下の対応を行う場合は、専門委員会の意見を踏まえ、利用者に対し、取扱者に対して行う当該対応の内容について通告し、必要な注意を求める。

- i) NDBデータの速やかな返却並びにNDBデータ等の消去を行わせること。
- ii) 別表2の各号の要件に応じて、一定の期間又は期間を定めずに、NDBデータの利用を停止すること。
- iii) NDBデータの提供の申出を受け付けないこと。
- iv) NDBデータを利用して行った研究や業務の成果の公表を行わせないこと。
- v) 所属機関や氏名を公表すること。

違反行為	措置内容
①特定の個人を識別するために、高確則第5条の4に基づく基準に従い削除された記述等若しくはNDBデータの作成に用いられた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該NDBデータを他の情報と照合を行った場合	当該事実の認定をした日から、原則として1か月～12か月の利用停止・提供禁止
②利用期間の最終日までNDBデータの返却並びにNDBデータ等の消去（以下「返却等」という。）を行わない場合 ※HICの場合は、HIC利用終了書を提出しない場合	返却等を行う日までの間及び返却等を行った日から返却等を遅延した期間に相当する日数の間、NDBデータの提供禁止
③NDBデータ等を提供申出書の記載とは異なるセキュリティ要件の下で利用すること等により、セキュリティ上の危険に曝した場合	当該事実の認定をした日から、原則として1か月～12か月の利用停止・提供禁止
④NDBデータ等、HICアカウント情報又は利用端末を紛失した場合	当該事実の認定をした日から、原則として1か月～12か月の利用停止・提供禁止
⑤NDBデータ等の内容やHICアカウント情報を漏洩した場合	当該事実の認定をした日から、原則として1か月～12か月又は無期限の利用停止・提供禁止
⑥HIC又はオンサイトリサーチセンターの管理及び運営を妨害すること（不正にアクセスを行う、コンピュータウイルスに感染したファイルを送信する等により正常な機能を阻害するなど）	当該事実の認定をした日から、原則として1か月～12か月又は無期限の利用停止・提供禁止
⑦事前に承諾された目的以外への利用を行った場合（事前に承諾された公表形式以外での成果物の公表を行った場合を含む。）	当該事実の認定をした日から、原則として1か月～12か月又は無期限の利用停止・提供禁止 ※当該不適切利用により、利用者、取扱者又はこれらと関係する者が不当な利益を得た場合には、利用者及び取扱者はその利益相当額を国に支払うことを約する。
⑧公表前確認で承認を得ずにNDBデータ等を取扱者以外に閲覧させた場合	当該事実の認定をした日から、原則として1か月～12か月の利用停止・提供禁止
⑨その他、本規約に違反した場合又は法令違反等の国民の信頼を損なう行為を行った場合	行為の態様によって上記①から⑧に準じた措置

なお、上記の措置内容については、違反を行った利用者・取扱者が含まれる別の提供申出に対しても同様の対応をとることができる。

また、不適切な利用又は意図的にHICやオンサイトリサーチセンターに損失を与えた場合には、提供申出者及び取扱者はその損失相当額を国に支払わなければならない。

NDBデータに関する利用規約

(契約に違反した場合の措置)

第15条 厚生労働省は、利用者若しくは取扱者が本契約に違反し、又は本契約の解除に当たる事由が存すると認められた場合は、利用の停止（オンサイトリサーチセンターの利用停止を含む）を行い、本契約の解除の有無にかかわらず、以下の措置を執ることができる。また、利用者及び取扱者は、本契約の終了後であっても、以下の措置が適用されることに同意する。

一 NDBデータの速やかな返却並びに複写データ、中間生成物及び最終生成物の消去を行わせること。

二 別表の各号の要件に応じて、一定の期間又は期間を定めずに、利用を停止すること。

三 NDBデータの提供の申出を受け付けないこと。

四 NDBデータを利用して行った研究や業務の成果の公表を行わせないこととする。

五 氏名を公表すること。

2 利用者及び取扱者は、本契約に違反してNDBデータの利用を行うことにより利益を得た場合には、厚生労働省の請求に基づき、同利用により取得した利益の詳細を開示した上、厚生労働省の指定する期間内に当該利益に相当する額を違約金として納付する。

3 利用者及び取扱者が前項の違約金を厚生労働省の指定する期間内に支払わないときは、当該利用者及び取扱者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払う。

措置要件	措置内容
①特定の個人を識別するために、高確則第5条の4に基づく基準に従い削除された記述等若しくはNDBデータの作成に用いられた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該NDBデータを他の情報と照合を行った場合	当該事実の認定をした日から、原則として1か月～12か月の利用停止・提供禁止
②利用期間の最終日までにNDBデータの返却並びに複写データ、中間生成物及び最終生成物の消去（以下「返却等」という。）を行わない場合 ※HICの場合は、HIC利用終了書を提出しない場合	返却等を行う日までの間及び返却等を行った日から返却等を遅延した期間に相当する日数の間、NDBデータの提供禁止
③NDBデータを提供申出書の記載とは異なるセキュリティ要件の下で利用すること等により、セキュリティ上の危険に曝した場合	当該事実の認定をした日から、原則として1か月～12か月の利用停止・提供禁止
④NDBデータ、HICアカウント情報又は利用端末を紛失した場合	当該事実の認定をした日から、原則として1か月～12か月の利用停止・提供禁止
⑤NDBデータの内容やHICアカウント情報を漏洩した場合	当該事実の認定をした日から、原則として1か月～12か月又は無期限の利用停止・提供禁止
⑥オンサイトリサーチセンター又はHICの管理及び運営を妨害すること（不正にアクセスを行う、コンピュータウイルスに感染したファイルを送信する等により正常な機能を阻害するなど）	当該事実の認定をした日から、原則として1か月～12か月又は無期限の利用停止・医療・介護データ等の提供禁止
⑦事前に承諾された目的以外への利用を行った場合（事前に承諾された公表形式以外での成果物の公表を行った場合を含む。）	当該事実の認定をした日から、原則として1か月～12か月又は無期限の利用停止・提供禁止 ※当該不適切利用により、利用者、取扱者又はこれらと関係する者が不当な利益を得た場合には、利用者及び取扱者はその利益相当額を国に支払うことを約する。
⑧公表物確認で承認を得ずにNDBデータを取扱者以外に閲覧させた場合	当該事実の認定をした日から、原則として1か月～12か月の利用停止・提供禁止
⑨その他、本規約に違反した場合又は法令違反等の国民の信頼を損なう行為を行った場合	行為の態様によって上記①から⑧に準じた措置

NDBデータの取扱者へのお願い

～ NDBデータの利用者へのお願い ～

「研究成果」公表にあたっての留意点

公表予定の研究成果物は

“公表前”に厚生労働省の事前確認が必要です。

(NDBデータの提供に関する申出書(様式1)の「成果の公表方法」欄に記載されたものの全て)

- 研究成果物の対象例
論文、抄録、ポスター、学会発表スライド、報告書、新聞・医療雑誌等の記事、ホームページ掲載情報…等
(※ 最終の成果物に限らず、研究会等における中間報告(発表)等の資料についても、事前確認の対象)
- 公表物の作成にあたっては、**ガイドライン『公表物の満たすべき基準』**をご確認ください。
- 研究成果物は、公表日(投稿期限・発表日等)の遅くとも2週間前までにレセプト情報等第三者提供窓口にてメールでご提出ください。

NDB 第三者提供窓口のメールアドレス : teikyo_rezept@kits.nttdata.co.jp

【留意事項】3MBを超えるメールは受信できません。

3MBを超える場合はご一報ください。アップロード用URLを送付させていただきます。

※パスワードは確認対象の個々のファイルではなく、ZIPファイル等にまとめていただき、そちらにかけていただくようお願いいたします。

- 班会議、内部での打ち合わせなどの場合であっても、取扱者に登録されていない方が参照する可能性がある場合は、公表前確認が必要です。
- 事前確認を行わず公表したことにより、利用規約違反として罰則を受けた事例がありますのでご注意ください。
- なお、提供申出書に記載されている公表形式であり、一度公表前確認した後であるならば、新規データ等の追加がない限り公表前確認は不要とします。
- 確認を要する内容が一定の容量を超える場合、ガイドライン第5の1「手数料の納付等」に規定する事務手数料の支払いが必要となる場合があります。

「匿名医療保険等関連情報データベース(NDB)の利用に関するガイドライン」(第3.1版)の“一部のみ”抜粋

■ 研究成果の公表

利用者は、NDBデータによる研究成果を、提供申出書に記載した公表時期、方法に基づき公表すること。

公表前に、公表予定の研究成果(最終生成物)を**厚生労働省へ報告**し、確認・承認を求めること(以下「公表前確認」という)。公表前確認を厚生労働省に依頼する前に、利用者自ら当該研究の成果とあらかじめ承諾された公表形式が整合的な点検すること。

厚生労働省は、個人情報保護の観点から2の「公表物の満たすべき基準」の公表形式の基準を満たしているかを**確認(必要に応じて専門委員会の委員が確認を行う)し、承認する。**

(1) 最小集計単位の原則

i) 患者等の数の場合

原則として、成果物において患者等の数が10未満になる集計単位が含まれていないこと(ただし患者数が「0」の場合を除く)。また、集計単位が市区町村の場合には、以下のとおりとする。

- ① 人口2,000人未満の市区町村では、患者等の数を表示しないこと。
- ② 人口2,000人以上25,000人未満の市区町村では、患者数が20未満になる集計単位が含まれないこと。
- ③ 人口25,000人以上の市区町村では、患者数が10未満になる集計単位が含まれないこと。

公表物内に載せていただいております各数値のうち、

「最小集計単位の原則」により公表ができないために「* (アスタリスク)」や「- (ハイフン)」等でマスクした場合、公表物内の他の数値等から**逆算(特定)ができないことを確認**してください。(合計値との差による特定、など)

本件に関するお問い合わせ先：NDB第三者提供窓口 (teikyo_rezept@kits.nttdata.co.jp)

～ 連結データの利用者へのお願い ～

「研究成果」公表にあたっての留意点

公表予定の研究成果物は

“公表前”に全てのDB事務局による事前確認が必要 です。

公表前確認の依頼は、申出された以下のDB事務局全てに宛ててお送りください。

窓口のメールアドレス

NDB第三者提供 : teikyo_rezept@kits.nttdata.co.jp

介護DB : teikyo_kaigodata@ml.mri.co.jp

DPCDB : jp_adv.jp_r3dpc_pwc-mbx@pwc.com

感染症DB : jp_idb-mbx@pwc.com

【留意事項】3MBを超えるメールは受信できません。3MBを超える場合はご一報ください。アップロード用URLを送付させていただきます。
※ パスワードは確認対象の個々のファイルではなく、ZIPファイル等にまとめていただき、そちらにかけていただくようお願いいたします。

- 公表物が、申出されたDBのうち一つのデータ(例えばNDBデータのみ)で作成された場合でも、公表前確認の依頼は**申請された全てのDB事務局宛て**にお送りください。
- 連結分析の場合、公表前確認のご依頼は、公表日(投稿期限・発表日等)の**3週間前まで**にご提出ください。なお、混雑状況等により、確認が3週間を超える場合がございますので、ご依頼は日程に余裕を持っていただくようお願いいたします。
- なお、公表物の作成に当たっては各DBのガイドライン『公表物の満たすべき基準』をご確認ください(基準はDBごとに異なる場合があります。ご利用されている各DBの『公表物の満たすべき基準』のうち、同様の項目が存在する場合、最も厳しい基準を遵守いただくことになりますので、ご留意ください)。
- 公表物の中に含まれる図表ごとに、どのDBのデータを用いて作成されたものかわかるよう、**下記の対応表を合わせてご提出**をお願いいたします。

No	図表番号	作成に用いたDB			
		NDB	DPCDB	介護DB	感染症DB
1	図表1	○			
2	図表2	○		○	
...	...			○	

■ 研究成果物の対象例

論文、抄録、ポスター、学会発表スライド、報告書、新聞・医療雑誌等の記事、ホームページ掲載情報…等。
※ 最終の成果物に限らず、研究会等における中間報告(発表)等の資料についても、事前確認の対象。

- 班会議、内部での打ち合わせなどの場合であっても、取扱者に登録されていない方が参照する可能性がある場合は、公表前確認が必要です。
- 事前確認を行わず公表したことにより、利用規約違反として罰則を受けた事例がありますのでご注意ください。
- なお、提供申出書に記載されている公表形式であり、一度公表前確認した後であるならば、新規データ(図表や文章中の数値等)等の追加がない限り公表前確認は不要とします。
- 公表物内の研究成果の数値について、「最小集計単位の原則」により公表ができず、* (アスタリスク) や - (ハイフン) 等でマスクした場合、マスクした値は、公表物内の他の数値等から**逆算(特定)ができないことを確認**してください。